平成２４年（フ）第１４０号
愛知県海部郡蟹江町城４丁目454番地　ＲＥＧＲＡＮＤ蟹江201号
債務者　上野かおる
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
滋賀県蒲生郡日野町大字河原572番地
債務者　深井由美子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４号
兵庫県加古川市西神吉町大国166番地の１、従前の住所東京都品川区西大井３丁目16番25号　コートハウス山王401
債務者　玉垣　弘之
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２号
兵庫県高砂市米田町島88番地の１
債務者　山田　美喜
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県姫路市広畑区清水町３丁目329番地２、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区若宮町44番地
債務者　碇　　孝重
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県高砂市米田町島455番地
債務者　遠藤　信也
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県姫路市三条町１丁目65番地　インタービレッジ三条603
債務者　井上　佳博
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県赤穂市尾崎3104番地５　尾崎県住２―404
債務者　小山　芳彦
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１７号
鳥取県境港市米川町89番地１
債務者　江角　賢司
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７号
香川県坂出市瀬居町1713番地
債務者　長谷川智大
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１２号
住所不定、最後の住所地香川県綾歌郡宇多津町2609番地２　町営新開南団地Ｂ―203
債務者　大川　達博
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０６８号
北九州市八幡西区本城東１丁目14番46号
債務者　大野　正人
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９２号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地11番302号
債務者　五十嵐篤子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１号
北九州市戸畑区福柳木２丁目３番３号
債務者　今井　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１号
宮崎市城ケ崎１丁目２番地９　望洋マンション103号
債務者　松田　俊次
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字高丘５番地５、旧住所神戸市兵庫区切戸町８番３―402号
債務者　茨木　真広
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府6746番地２
債務者　尾曲トミエ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部